

○これまでの経緯

H25. 9. 25

◆（仮称）村上市まちづくり基本条例庁内検討委員会及び作業部会の設置

H25. 10. 15

◆第1回庁内検討委員会作業部会

先進他市の研究、条例の核となるものについて話し合い

➤屋上屋を作らない

➤何を目的として条例制定するのか（条例制定の理由）

H25. 11. 28

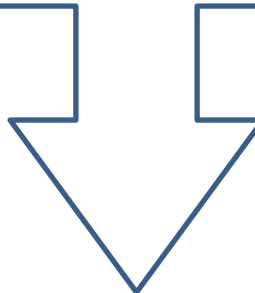
◆第2回庁内検討委員会作業部会

たたき台を作成しての意見交換

➤市が市民意見を受け入れる体制ができていないのではないか

➤市が抱える問題について、意見や要望どおりに出来ないことがある

➤「市民がまちづくりへ参加すること」と「市が市民意見を取り入れた自治をすること」について、十分整理すべき



市民の関わりや仕組みづくりに
もっと時間をかけ論議すべき